

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達</p> <p>用語の意義 (省略)</p> <p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係 (質問検査権)</p> <p><u>1-9 「当該法人税等に関する調査 (当該調査通知に係るものに限る。)」の意義</u></p> <p>第2章 (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p> <p>第4章 (省略)</p> <p>第5章 (省略)</p> <p>第6章 (省略)</p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達</p> <p>用語の意義 (同左)</p> <p>第1章 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2章 (同左)</p> <p>第3章 (同左)</p> <p>第4章 (同左)</p> <p>第5章 (同左)</p> <p>第6章 (同左)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権） <u>（「当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）」の意義）</u></p> <p>1-9 法第74条の2第5項に規定する「当該法人税等に関する調査（当該調査通知に係るものに限る。）」とは、同項の規定を適用することができる調査について、当該調査通知を行った場合の調査に限ることをいうのであり、その調査の内容が当該調査通知をした項目（調査対象税目、調査対象課税期間）に限定されるものではないことに留意する。</p> <p><u>（注）</u> 例えば、実地の調査において、調査通知をした課税期間以外の課税期間について非違が疑われる場合には、その調査通知をした課税期間以外の課税期間についても、その調査通知をした課税期間と併せて、異動前の納税地を所轄する国税局又は税務署の当該職員が質問検査等を行うことが可能であることに留意する。</p> <p>第2章（省略）</p> <p>第3章（省略）</p> <p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係（事前通知及び調査の終了の際の手続）</p> <p>第5節 税務代理人に関する事項 （税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>8-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、同条第5項に規定する</p>	<p>第1章（同左） <u>（新設）</u></p> <p>第2章（同左）</p> <p>第3章（同左）</p> <p>第4章（同左）</p> <p>第5節（同左） （税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>8-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、同条第5項に規定する</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同条第1項の規定による通知について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨、同項各号に掲げる事項のうち第4号及び第5号に掲げる事項については当該納税義務者に対して通知を行い、その他の事項については当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 <u>同条第5項</u>に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成26年6月30日以前に提出された税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 法第74条の9第6項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」、当該代表する税務代理人に対して通知すれば足りるが、同項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」には、平成27年6月30日以前に提出された税務代理権限証書に、代表する税務代理人が定められている場合も含むことに留意する。</p> <p>第5章 (省略)</p> <p>第6章 (省略)</p>	<p>「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同条第1項の規定による通知について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨、同項各号に掲げる事項のうち第4号及び第5号に掲げる事項については当該納税義務者に対して通知を行い、その他の事項については当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 <u>同項</u>に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成26年6月30日以前に提出された税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 法第74条の9第6項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」、当該代表する税務代理人に対して通知すれば足りるが、同項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」には、平成27年6月30日以前に提出された税務代理権限証書に、代表する税務代理人が定められている場合も含むことに留意する。</p> <p>第5章 (同左)</p> <p>第6章 (同左)</p>